

豊中市都市計画推進部所管業務に係る共催及び  
後援の名義使用承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくりを推進する団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、豊中市（以下「市」という。）が共催又は後援の名義使用を承認する場合の基準及び事務取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と市がともに事業等の主体となって相互の役割、経費の分担及び応分の社会的責任を負い、共同で事業等を行うことをいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単に市が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することにより支援することをいう。

(申込み)

第3条 共催又は後援の名義を使用しようとする団体等は、あらかじめ第1号から第7号までに掲げる事項を記載した共催・後援の名義使用申込書（様式第1号）に、第8号から第12号までに掲げる添付書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市が共催等の依頼をした団体等については、この限りでない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所又は代表者の住所）
- (2) 事業等の名称及び目的
- (3) 主催者の名称及び所在地
- (4) 事業等の実施期間及び名義の使用期間
- (5) 事業等の実施場所
- (6) 他の共催又は後援名義使用の申込先
- (7) 名義の使用方法
- (8) 事業等の計画書
- (9) 収入支出予算書（様式第2号）
- (10) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (11) 団体等の活動実績を記載したもの
- (12) その他市長が必要と認めるもの

(申込適格)

第4条 共催又は後援の名義使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするものに限りに、申し込むことができる。

- (1) 市が推進する施策、事業に関連する事業
- (2) 市が助成、育成等を行っている団体が主催する事業
- (3) 市内においてまちづくり活動の実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められる者が主催する事業

(承認基準)

第5条 市長は、前条に規定するものから第3条に基づく申込みがあった場合は、次の各号に掲げる基準を満たすと認めたものに限りに、共催又は後援の名義使用を承認することができる。この場合において、市長は、共催・後援の名義使用承認通知書（様式第3号）により、当該団体等に通知するものとする。

- (1) 市の施策の推進及び地域の向上発展に寄与するものであること。
  - (2) 事業等が市内又は近隣する市町で開催され、かつ、広く市民を対象としたものであること（参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く。）。
  - (3) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
  - (4) 収益を伴う事業等にあつては、その収益をまちづくり活動に充てる等の公益性を有する事業等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、共催又は後援を承認しないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
  - (2) 政治的、宗教的活動に類する行為があると認められるもの
  - (3) 後援等の名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがあると認められるもの
  - (4) 営利を目的としているもの
  - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるもの
  - (6) その他市長が特に不相当と認めたもの
- 3 市長は、第1項各号に掲げる基準を満たすと認められない場合又は前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、共催・後援の名義使用不承認通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。

(承認条件)

第6条 この要綱に基づき承認をする場合には、次の条件を付加する。

- (1) 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。

(2) 事業の実施にあたって生じた事故、災害等については、すべて申込者の責任において処理すること。

(3) その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

#### (報告)

第7条 事業等を実施した団体等は、事業等の終了後速やかに共催・後援事業等実施報告書（様式第5号）及び収支報告書（様式第6号）を作成し、市長に報告するものとする。

#### (変更)

第8条 第5条第1項の規定により承認を受けた団体等は、第3条第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、速やかに共催・後援の名義使用変更申込書（様式第7号）に、変更に係る同条第8号から第12号までに掲げる添付書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、第5条に準じて、共催・後援の名義使用変更承認通知書（様式第8号）又は共催・後援の名義使用変更不承認通知書（様式第9号）により団体等に通知するものとする。

#### (承認の取消し)

第9条 市長は、第5条第1項又は前条第1項の承認を受けた団体等について、第5条第1項各号に掲げる基準に適合しない事実が判明したとき、同条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を共催・後援の名義使用取消通知書（様式第10号）により当該団体等に通知するものとする。

(1) 申込みをした団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。

(2) 申込内容又は添付書類に虚偽があると認められたとき。

(3) 市長が取消しを必要と認めたとき。

2 承認の取消しにより団体等に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等については、その翌年度以降の共催又は後援の名義使用を承認しないものとする。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年（2009年）3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年（2011年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）6月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。